

制定 平成24年9月19日 原規防発第120919006号 原子力規制委員会決定

緊急時のための原子力規制委員会行動規範を別添のように定める。

平成24年9月19日

原子力規制委員会

緊急時のための原子力規制委員会行動規範

原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号。以下「法」という。）第11条第5項の規定に基づき、原子力事故が生じた場合において、これに迅速かつ適切に対処するため、会議の開催及び議決の方法その他原子力規制委員会委員長（以下「委員長」という。）及び原子力規制委員会委員（以下「委員」という。）が遵守すべき行動指針について次のように定める。

（平時の行動指針）

第1条 委員長及び委員は、原子力事故（本規範において、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第10条第1項に規定される事象（以下「特定事象」という。）又はそれより重大な事象をいう。以下同じ。）が生ずる前において、次の各号に掲げる行動基準を遵守するものとする。

- 一 委員長及び委員のうち2人は、参集の連絡を受けてから30分以内に原子力規制庁緊急時対応センター（以下「ERC」という。）に参集することができる位置に留まるものとする。ただし、当該委員長及び委員が、家族の事故等やむを得ない事情がある場合は、別の委員との交代により対応するものとする。
- 二 前号の規定を遵守するため、委員長及び委員のうち2人は、防災担当職員用宿舎又は前号の規定を遵守することができる場所に居住するものとする。
- 三 第1号の規定を遵守するため、委員長及び委員の出張、旅行の日程及び勤務時間外の行動予定を整理し、委員会及び原子力規制庁の関係職員間で共有しておくものとする。
- 四 特定事象には該当しないがこれに至る可能性のある事象（以下「警戒事象」という）の発生の連絡を受けた場合、ただちに、委員長及び委員はERCに参集するものとする。ただし、参集する途中において、生じた警戒事象が特定事象に進展した旨の連絡があった場合は、第2条第1号の規定に基づき参集するものとする。
- 五 前号に掲げる参集を行う際、参集すべき旨の連絡を受けてから到着するまでに要する時間が30分を超えと考えられる場合は、委員長及び委員は、あらかじめ到着予定時刻を連絡する。

- 2 委員長は、原災法第6条第3項の規定により委員長の職務を代理すべき委員の順位を、全ての委員についてあらかじめ決めておくものとする。

(原子力事故が生じた場合の行動指針)

第2条 委員長及び委員は、原子力事故が生じた場合において、次の各号に掲げる原子力事故の状況に応じ、必要な場所に参集し、職務にあたるものとする。

- 一 特定事象の発生の連絡を受けた場合、ただちに、委員長及び委員（原子力施設事態即応センター（以下「即応センター」という。）に参集すべき委員を除く。）は総理大臣官邸（以下「官邸」という。）又はERCに設置される原子力規制委員会原子力事故対策本部に参集するものとする。ただし、委員のうち1人は即応センターに参集するものとする。
- 二 原子力緊急事態が発令された場合、委員長は原子力災害対策副本部長として、官邸内において原子力災害対策副本部長の補佐をするために必要な場所に参集するものとする。この場合において、委員のうち1人は、官邸内において委員長の補佐を、その他の2人は全体の業務の統括・監督等を行うために必要な場所に参集するものとする。ただし、特定事象の段階で即応センターに参集した委員は、引き続き、即応センターにおいて必要な業務を遂行するものとする。
- 2 前条第1項第5号の規定は、前項に掲げる参集を行う場合について準用する。
- 3 委員長は、必要と認める場合において、原子力緊急事態宣言の公示案及び地方公共団体への指示案等を内閣総理大臣に上申する。
- 4 前項に規定するものの他、委員長は、法第10条第4項第2号から第6号に掲げる事項に関し、特に緊急を要するため委員会を招集する暇がないと認めるとき又は委員会の会議若しくは議事の定足数を欠いているときは、原子力規制委員会を臨時に代理し、決定するものとする。

(原子力事故が生じた場合における会議の事案)

第3条 原子力事故が生じた場合において、次の各号に掲げる事案を附議することができる。

- 一 原子炉で発生した事故等の収束のために講ずべき必要な措置に関すること
- 二 住民の避難及び屋内退避、スクリーニング、安定ヨウ素剤の配布及び服用、被ばく医療その他の防護措置の実施に関すること
- 三 緊急時モニタリングの実施に関すること

四 前各号に掲げる事項の他、原子力災害の拡大の防止のために必要と認められる事項

(会議の開催)

第4条 委員長は、必要と認めるときは、会議を招集する。

- 2 委員は、事故の状況を考慮し、自ら必要と認める場合は、委員長に会議の招集を求めることができる。
- 3 前項による求めがあった場合は、特段の事情がない限り、委員長は会議を招集するものとする。
- 4 委員会は、議案の審議に必要な原子力規制庁の職員その他の関係者を出席させ、その意見を述べさせることができる。

(原子力事故が生じた場合の議決の方法等)

第5条 原子力事故が生じた場合であって、委員長及び委員が同一の会議室等において会議を開催できない場合は、次の各号に掲げる状況に応じ、必要な議決方法をとるものとする。

- 一 テレビ会議システム等の通信方法の使用により、中継による会議の開催が可能な場合は、当該会議への出席を法第10条第2項の規定に基づく出席とみなし、同条の規定に基づく議決の方法をとるものとする。
 - 二 前号に掲げる場合のほか、電子メール、電話等の通信方法の使用により、速やかに連絡の確認及び返答が可能な者については、法第10条第2項の規定に基づく出席をしているものとみなし、委員長による各出席委員の回答の集計により、議決を行うものとする。
 - 三 前二号のいずれに掲げる状況でない場合にあつては、適切な通信手段により連絡をとることができる体制を確保し、会議の開催及び議決をするものとする。
- 2 前項各号に掲げる議決の方法をとる場合においては、原子力規制庁職員が通信・連絡等について、必要な補助を行うものとする。

(会議内容の公開等)

第6条 委員会は、会議を開催した後は、必要な時期において、原則として資料、議事録及び決定内容を公開するものとする。ただし、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条に規定される不開示情報を扱う場合その他委員会が公開しないことが適当であるとした場合は、この限りではない。

- 2 前項の場合において、会議の状況等により議事録を作成できないときは、

議事要旨を作成し、公開するものとする。

- 3 委員会は、前二項に規定する公開、事後の事故検証等を適切に実施するため、録音等による会議の記録、適切な資料の管理に努めるものとする。

(原子力規制委員会議事運営要領の適用除外)

第7条 原子力事故が生じた場合において、原子力事故が生じた時から原子力緊急事態解除宣言があった時まで（ただし、原子力緊急事態宣言が発令されずに特定事象が収束したと認められる場合にあつては、当該収束まで）の間において、第3条各号に規定する事案、設置法第10条第4項各号に規定する事案について会議を開催する場合は、原子力規制委員会議事運営要領（平成24年9月19日原子力規制委員会決定）に定められる手続によらず、第4条から第6までの規定に基づくものとする。

附 則

この規範は、平成24年9月19日から施行する。